電気通信大学放射線安全管理委員会規程

制定 平成25年7月23日規程第6号 最終改正 令和5年7月27日規程第22号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、電気通信大学放射線障害予防規程第7条第3項の規定に基づき、放射線安全管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (調査審議事項)
- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる放射線安全管理に関わる事項を調査審議するととも に、必要に応じ学長に対し意見を述べるものとする。
 - (1) 放射線障害の防止に関する規則の制定・改廃
 - (2) 使用施設等管理責任者の選任に際しての審査
 - (3) 放射線施設の新設、拡充、保全、改廃並びに放射性同位元素の種類、数量の変更に関すること
 - (4) 管理区域の指定又は変更に関すること
 - (5) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
 - (6) 教育訓練に関すること
 - (7) 異常、事故及び放射線障害に対する調査及び処置並びに対策に関すること
 - (8) その他放射線障害の防止に必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 放射線安全管理を担当する理事
 - (2) 放射線取扱主任者
 - (3) 産業医から学長が指名した者 1名
 - (4) 放射線施設等管理責任者から学長が指名した者 1名
 - (5) その他学長が必要と認めた者
- 2 委員長は、前項第1号の者とし、副委員長は、委員長が指名する。

(任務)

- 第4条 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の調査審議事項及びその他必要な事項を処理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 委員は、常に放射線障害予防に関する事項に留意し、安全管理活動に寄与するよう努 めるものとする。

(会議の開催)

- 第5条 委員会は、委員長が招集するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、委員長は早急に委員会を招集しなければならない。
 - (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき
 - (2) 放射線取扱主任者が開催を要求したとき
- 2 委員会は、委員の3分の2以上及び放射線取扱主任者の出席がなければ議事を開くこ

とができない。

3 前項の規定に関わらず、第1項第1号の規程により招集された委員会は、委員2分の 1以上及び放射線取扱主任者の出席により議事を開くことができるものとする。 (委員以外の者の出席)

- 第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。 (環境安全衛生管理センターへの報告)
- 第7条 委員会の審議結果は、環境安全衛生管理センターへ報告する。 (事務)
- 第8条 委員会の事務は、総務部人事労務課が処理する。 (雑則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月23日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日規程第39号)

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月31日規程第138号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第48号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規程第73号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月27日規程第21号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。